

命令事項

- 一、本建物の存続期限は都市計劃事業實施までとす
- 一、前號の事業實施の場合には事業者の指定する期日内に無償で本建物を除却しなければならない
- 一、本建物を他人へ譲渡した場合は十日以内に届出をなさねばならない

- 一、知事が必要ありと認めたときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある
- 一、本建物の譲渡を受けた者も前各號に命じた事項を遵守する義務を負はねばならない。

鳥取縣告示第三百六十二號

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のやうに假設建築物建築の件を許可した。

昭和二十一年八月三十日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、建築主の住所氏名 鳥取市西品治町四九番地

兒 島 重 吉

命令事項

- 一、建築物の用途 貸店舗
- 一、建築物の構造 木造 亜鉛鐵葺 平家建
- 一、建築物の規模 建築面積 二三、一平方メートル

- 一、本建物の存続期限は都市計劃事業實施までとす
- 一、前號の事業實施の場合には事業者の指定する期日内に無償で本建物を除却しなければならない
- 一、本建築物を他人へ譲渡した場合は十日以内に届出をなさねばならない。

- 一、知事が必要ありと認めたときは本命令書の條項を増減若しくは變更することがある。

- 一、本建物の譲渡を受けた者も前各號に命じた事項を遵守する義務を負はねばならない

鳥取縣公報

昭和二十一年九月三日 火曜日

第七百四十二號

告 示

鳥取縣告示第三百六十三號

昭和二十一年八月二十四日の縣參事會において議決された昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加豫算の要領は左の通りである。

昭和二十一年九月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

昭和二十一年度鳥取縣歳入歳出追加豫算

歳 入	六、〇七〇圓
經 常 部	六、〇七〇
第四款 使用料及手数料	七六一、八〇七
第一項 使用料	一三二、六二〇
第五款 國庫支出金	
第一項 下渡金	

第二項 補助金	七三九、一八七
第六款 雜收入	一、〇〇〇
第三項 物品賣拂代	一、〇〇〇
經常部計	七六八、八七七
臨時部	
第一款 繰越金	三四四、四八三
第一項 前年度繰越金	三四四、四八三
第二款 國庫支出金	二、二〇三、〇一四
第一項 補助金	二、二〇三、〇一四
第四款 寄附金	二〇八、一七四
第一項 寄附金	二〇八、一七四
第七款 縣債	八六一、八〇〇
第一項 縣債	八六一、八〇〇
臨時部計	三、六一七、四七一
歳入合計	四、三八六、三四八

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十一年九月三日 第七百四十二號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

歳出		經常部	
第三款 職員費	五、〇〇〇	第五項 畜産業費	二八、〇〇〇
第二款 廳費	五、〇〇〇	第八項 勸業諸費	二七三、五五五
第六款 教育費	三三、一〇〇	第十二款 選舉費	一三、五〇〇
第五項 社會教育費	五、五〇〇	第一款 選舉費	一三、五〇〇
第六項 教育諸費	二七、六〇〇	第十三款 諸費	五五、〇〇〇
第七款 衛生費	四二七、三四〇	第六項 雜支出	五五、〇〇〇
第一款 豫防費	二九〇、〇〇〇	經常部計	一、一六五、一四三
第二款 病院費	一三七、三四〇	臨時部	
第三款 衛生諸費	七、〇〇〇	第一款 警察費	一一、六二〇
第八款 厚生費	六〇、八八〇	第二項 警察費	一一、六二〇
第五項 厚生諸費	六〇、八八〇	第二項 土木費	一、九四三、三三三
第九款 勸業費	五六三、三三三	第一項 道路橋梁費	一、七三三、三三三
第一項 農業費	八、九四五	第四項 中小河川改良費	二一〇、〇〇〇
第二項 蠶業費	二五、二四八	第四款 勸業費	一、二五五、二五二
第三項 林業費	三九、九七五	第一項 農業費	七四二、八六三
第四項 水産業費	一八七、六〇〇	第二項 蠶業費	一三、八〇〇
		第三項 林業費	三〇五、〇四一
		第四項 水産業費	五六、四三八

第五項 畜産業費 八七、七〇〇
 第八項 勸業諸費 四九、四一〇
 臨時部計 三、二二一、二〇五
 歳出合計 四、三八八、三四八

◆鳥取縣告示第三百六十四號

「コレラ」豫防のため昭和二十一年七月二十五日公布された山口縣令第七十三號及び八月一日山口縣令第七七號は八月十九日附で廢止の旨山口縣から通報があつた。
 昭和二十一年九月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

◆鳥取縣告示第三百六十五號

「コレラ」豫防のため昭和二十一年七月廿七日公布された岡山縣令第七十一號は八月二十日附で解除の旨通報があつた
 昭和二十一年九月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

◆鳥取縣告示第三百六十六號

兵庫縣では縣令第百十四號を以て「コレラ」豫防のため昭和二十一年八月二十一日から當分の間左の場所における漁

搏游泳海水使用並びに魚貝類の陸揚を停止し違反した者は拘留又は科料に處する旨通報があつたから此の方面に關係ある者は違反しないやうせられたい。
 尙昭和二十一年八月兵庫縣令第九一號は昭和二十一年八月二十一日廢止となつた。
 昭和二十一年九月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、明石港燈臺より津名郡イワキ町松帆岬突端を結ぶ線と岡松帆岬突端より尼崎市神崎川西岸を結ぶ線内大阪灣海面